

## 労働相談票（使用者による障害者虐待）

（受付台帳番号）

受付等		令和 年 月 日				来庁等	1. 来庁 2. 電話 3. 文書等 4. 発見等				処理欄			
受付等	障害者虐待に関する 通報・発見等の端緒	【市町村記入欄】 ( )		【都道府県記入欄】 ( )		【労働局等記入欄】 監督署等 安定所等 均等室 企画室 その他						来庁等		
		1 通報	2 届出	3 通報	4 届出	5 相談 ・ 6 発見				発見等 端緒				
通報（届出）者の事項	通報（届出）者氏名							性別						
								1. 男 2. 女 3. 不明						
	事業所への 通知の諾否	通報・届出の有無 諾 ・ 否			通報者氏名の通知 諾 ・ 否			被虐待者氏名の通知 諾 ・ 否						
	被虐待者との関係	1.相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等 2.近隣住人・知人 3.民生委員 4.被虐待者本人 5.家族・親族 6.虐待者自身 7.当該市区町村行政職員 8.警察 9.職場の同僚 10.都道府県労働局からの通報 11.教職員 12.医療機関関係者 13.その他 ( ) 14.不明 (匿名を含む)											関係	
	住 所													
電 話 番 号	TEL - -		携 帯 TEL - -											
被虐待者に関する事項	被虐待者氏名							性別		生年月日		年齢		性別
								1.男 2.女 3.不明						
	年 齢 区 分	1. ~ 17歳 2. 18 ~ 19歳 3. 20 ~ 24歳 4. 25 ~ 29歳 5. 30 ~ 34歳 6. 35 ~ 39歳 7. 40 ~ 44歳 8. 45 ~ 49歳 9. 50 ~ 54歳 10. 55 ~ 59歳 11. 60 ~ 64歳 12. 65歳以上 13. 不明											年齢	
	障 害 の 種 類	1.身体障害 2.知的障害 3.精神障害（発達障害を除く） 4.発達障害 5.その他心身の機能の障害											種類	
	雇 用 形 態	1.正社員 2.パート・アルバイト 3.派遣労働者 4.期間契約社員 5.その他 ( ) 6.不明											形態	
	障 害 程 度 区 分	1.区分1 2.区分2 3.区分3 4.区分4 5.区分5 6.区分6 7.なし 8.不明											程度 区分	
	心 身 の 状 況													
住 所														
電 話 番 号	TEL - -		携 帯 TEL - -											
事業所に関する事項	事業所名	( 事業所が【就労継続支援A型】の指定を受けているかどうか 有・無 )												
	代表者職氏名													
	担当者職氏名													
	所 在 地													
	電 話 番 号	TEL - -		FAX - -										
	事 業 所 規 模	1. 5人未満 2. 5 ~ 29人 3. 30 ~ 49人 4. 50 ~ 99人 5. 100 ~ 299人 6. 300 ~ 499人 7. 500 ~ 999人 8. 1000人以上 9. 不明											事業所	
企 業 規 模	1. 5人未満 2. 5 ~ 29人 3. 30 ~ 49人 4. 50 ~ 99人 5. 100 ~ 299人 6. 300 ~ 499人 7. 500 ~ 999人 8. 1000人以上 9. 不明											企業		
資 本 金	1. 5000万以下 2. 5000万超1億円以下 3. 1億円超3億円以下 4. 3億円超 5. 不明													
業 種	1.農業、林業 2.漁業 3.鉱業、採石業、砂利採取業 4.建設業 5.製造業 6.電気・ガス・熱供給・水道業 7.情報通信業 8.運輸業、郵便業 9.卸売業、小売業 10.金融業、保険業 11.不動産業、物品賃貸業 12.学術研究、専門・技術サービス業 13.宿泊業、飲食サービス業 14.生活関連サービス業、娯楽業 15.教育、学習支援業 16.医療、福祉 17.複合サービス事業 18.サービス業（他に分類されないもの） 19.公務 20.分類不能の産業 21.不明											業種		

使用者に関する事項	使用者名		性別 1.男 2.女 3.不明	生年月日	年齢	性別
	年齢区分	1. ~ 29歳 2. 30 ~ 39歳 3. 40 ~ 49歳 4. 50 ~ 59歳 5. 60歳以上 6. 不明				年齢
	被虐待者との関係	1. 事業主 2. 所属の上司 3. 所属以外の上司 4. その他 ( ) 5. 不明				関係
	虐待の種別	10. 身体的虐待 20. 性的虐待 30. 心理的虐待 40. 放置等 50. 経済的虐待 41. 放置等(身体的虐待) 42. 放置等(性的虐待) 43. 放置等(心理的虐待)				種別
虐待の内容・対応等	虐待の内容及び発生要因					
	市町村又は都道府県が行った対応					
	使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容					

特に色をつけた部分は、省令により都道府県から労働局に報告する内容であるため、確認の上、記載すること

年・月・日	処 理 経 過
	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
備 考	

## 様式2 「労働相談票（使用者による障害者虐待）」の記載要領

本様式は、使用者による障害者虐待の通報等を受けた又は発見等を行った機関において、「処理欄」も含めて、可能な限り記載することとし、「被虐待者」や「使用者」が複数いる場合は、同内容の記載事項は、適宜、省略し、該当者のそれぞれについて、本様式を作成することとして差し支えない。

また、受付時に不明な点については、処理経過において確認することとし、「処理経過」欄にその旨を記載すること。また、当該労働相談票をどの部署で受付、どこに送付したのかを処理経過欄に明記すること。

例： 年 月 日 A県 障害福祉課にて様式2「労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成した。当該案件は、使用者による障害者虐待の疑いがあるので、A労働局総務部企画室に当該労働相談票を送付した。

なお、「受付台帳番号」の欄については、労働局総務部企画室で記載すること。

また、記載欄に該当番号があり、右に処理欄があるものは、該当番号に をつけ、右の「処理欄」に番号を記載し、該当番号があり、右に処理欄がないものは、番号に をつけること。

### 【受付等】

- 1 「受付年月日」の欄は、障害者虐待の通報等を受けた又は発見等を行った機関において、通報等を受けた又は発見等を行った日を記入すること。
- 2 「来庁等」の欄の「文書等」とは、FAX・郵送・電子メール受信等の場合とし、「発見等」は、事業所を訪問等した際に虐待を発見した場合に記入すること。
- 3 「障害者虐待に関する通報・発見等の端緒」の欄については、市町村・都道府県・労働局等のそれぞれの記入欄に、以下により記載し、右の処理欄に該当番号を記載すること。  
《市町村・都道府県記入欄》  
・( ) に対応した部局名を記載し、通報又は届出のいずれかを で囲むこと。  
《労働局等記入欄》  
・ ~ の対応した部局のいずれかを で囲み、直接相談等を受けた場合は「相談」を、事業所訪問等で発見した場合は「発見」のいずれかを で囲むこと。なお「監督署等」には労働基準部、「安定所等」等には職業安定部が含まれるものとし、「その他」には需給調整事業部等、労働局内のその他の部局が含まれること。

### 【通報（届出）者の事項】

- 1 「通報（届出）者氏名」の欄については、行政機関に対しても匿名の場合は匿名と記載すること。また、通報者が複数いる場合には代表者氏名を記載すれば足りること。
- 2 「事業所への通知の諾否」の欄については、通報（届出）者に、「通報・届出の有無」、「通報者氏名の通知」（ 通報の時のみ ）「被虐待者氏名の通知」の諾否など、内容を事業所に明らかにして処理をすることを望むかどうかを聴取の上、諾・否のいずれかを で囲むこと。なお、どの程度の情報を伝えていいのかの具体的な範囲は「処理経過」に記載すること。
- 3 「被虐待者との関係」の欄については、1～14のいずれかに該当する項目を で囲み、処理欄に該当番号を記載すること。なお、通報者が複数いる場合には代表者と被虐待者との関

係を記載すれば足りること。

**【被虐待者に関する事項】**

- 1 「被虐待者氏名」の欄については、被虐待者が届出を行っている場合は、届出者と同一なので、「同上」と記載すること。また、不明の場合は不明と記載すること。
- 2 「生年月日」、「年齢」の欄については、できる限り把握し、記載すること。
- 3 「障害の種類」の欄については、区分が複数ある場合には、該当項目を複数で囲み、処理欄に全て記載すること。
- 4 「障害者区分」の欄については、市町村・都道府県にて記載する内容であり、労働局等において記載する必要は無いこと。
- 5 「心身の状況」の欄については、被虐待者について特筆すべき事項があれば、記載すること。

**【事業所に関する事項】**

- 1 「担当者職氏名」の欄については、使用者による障害者虐待が行われた事業所における労務管理担当者の職氏名がわかれば、記載すること。
- 2 「業種」の欄については、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改訂）に基づき、1～21 のいずれかに該当する項目を で囲み、処理欄に該当番号を記載すること。

**【使用者に関する事項】**

- 1 「使用者氏名」の欄については、使用者による障害者虐待を行っている者の氏名を記載し、不明の場合は不明と記載すること。
- 2 「性別」、「生年月日」、「年齢」、「年齢区分」の欄については、できる限り把握し、記載すること。なお、虐待を行った使用者が複数名存在する場合には、代表的な使用者について記載し、その他の虐待を行った使用者については「処理経過」に記載すること。
- 3 「被虐待者との関係」の欄の 4 その他については、1～3 に該当しない場合の上司等を記載すること。

ながさきけんない かくしちようしやうがいしやぎやくたいぼうし  
 長崎県内の各市町障害者虐待防止センター (2 - )

れいわ ねん がつ にちげんざい  
 令和3年7月1日現在

し ちょう 市 町	せつぱしよ 設置場所	でんわばんごう 電話番号	ファックス	きゅうじつやかんれんらくさき 休日夜間連絡先
ながさきし 長崎市	しょうがいふくしか 障害福祉課	095-829-1800	095-823-7571	でんわ 電話:095-829-1800
させほし 佐世保市	しょう ぶくしか 障がい福祉課	0956-24-1111	0956-25-2281	でんわ 電話:0956-24-1111
しまばらし 島原市	ぶくしか しょうがいふくしか 福祉課 障害福祉班	0957-62-8025	0957-62-2923	でんわ 電話:0957-63-1111
いさはやし 諫早市	しょうがいふくしか 障害福祉課	0957-22-1500	0957-24-0901	でんわ 電話:0957-22-1500
おおむらし 大村市	おおむらし そうごうふくし 大村市総合福祉センター	0957-52-5063	0957-54-1365	でんわ 電話:0957-52-5063
ひらどし 平戸市	ぶくしか しょうがいふくしか 福祉課 障害福祉班	0950-22-9130	0950-22-4421	でんわ 電話:0950-22-4111
まつうらし 松浦市	ぶくしむしよ しょうがいふくしかかり 福祉事務所 障害福祉係	0956-72-1111	0956-72-1115	でんわ 電話:0956-72-1111
つしまし 対馬市	ぶくしむしよ ぶくしか 福祉事務所 福祉課	0920-58-1119	0920-58-2551	でんわ 電話:0920-58-1111
いきし 壱岐市	いきしょうがいしやちいき 壱岐障害者地域 かつどうしえん 活動支援センターひまわり	0920-47-0116	0920-47-6100	でんわ 電話:0920-47-0116
ごとうし 五島市	ごとうしそんだんしえんじぎょうしよ 五島市相談支援事業所 サポートセンターゆうなぎ	0959-72-4710	0959-72-4709	でんわ 電話:0959-72-4710
さいかいし 西海市	ぶくしか 福祉課 そんだんしえんじぎょうしよ なご さと 相談支援事業所 和みの里	さいかいしやくしよ ぶくしか 西海市役所 福祉課 0959-37-0069	さいかいしやくしよ ぶくしか 西海市役所 福祉課 0959-29-0050	そんだんしえんじぎょうしよ なご さと 相談支援事業所 和みの里 でんわ 電話:095-840-7132
うんぜんし 雲仙市	ぶくしむしよ 福祉事務所 ぶくしか しょうがいはん 福祉課 障害班	0957-36-2500	0957-36-8900	でんわ 電話:0957-36-2500
みなみしまばらし 南島原市	ぶくしか しょうがいふくしか 福祉課 障害福祉班	0957-73-6651	0957-85-3142	でんわ 電話:0957-73-6651

ながさきけんない かくしちょうしょうがいしゃぎゃくたいぼうし  
**長崎県内の各市町障害者虐待防止センター** ( 2 - )

れいわねん がつ にちげんざい  
 令和3年7月1日現在

し ちょう 市 町	せっちばしょ 設置場所	でんわばんごう 電話番号	ファックス	きゅうじつやかん れんらくさき 休日夜間連絡先
ながよ ちょう 長与町	ふくしか 福祉課 そうだんしえんじぎょうしょ なご さと 相談支援事業所 和みの里	ながよ ちょう やくば ふくしか 長与町役場 福祉課 095 - 801 - 5827	ながよ ちょう やくば ふくしか 長与町役場 福祉課 095 - 883 - 2061	そうだんしえんじぎょうしょ なご さと 相談支援事業所 和みの里 でんわ 電話:095-840-7132
とぎつ ちょう 時津町	ふくしか 福祉課 そうだんしえんじぎょうしょ なご さと 相談支援事業所 和みの里	とぎつ ちょう やくば ふくしか 時津町役場 福祉課 095 - 865 - 6940 (直通) 095 - 882 - 2211 (代表)	とぎつ ちょう やくば ふくしか 時津町役場 福祉課 095 - 881 - 2764	そうだんしえんじぎょうしょ なご さと 相談支援事業所 和みの里 でんわ 電話:095-840-7132
ひがしそのぎ ちょう 東彼杵町	ちょうみんか ふくしがかり 町民課 福祉係	0957 - 46 - 1155	0957 - 20 - 1032	でんわ 電話:0957 - 46 - 1111 ファックス:0957 - 20 - 1032
かわたな ちょう 川棚町	じゅうみんふくしか 住民福祉課	0956 - 82 - 5411	0956 - 82 - 3134	でんわ 電話:0956 - 82 - 3131
はさみ ちょう 波佐見町	じゅうみんふくしか しゃかいふくしはん 住民福祉課 社会福祉班	0956 - 85 - 2973	0956 - 85 - 8161	でんわ 電話:0956 - 85 - 2111
おちか ちょう 小賀賀町	ふくしじむしょ ふくしがかり 福祉事務所 福祉係	0959 - 56 - 3111	0959 - 43 - 3077	でんわ 電話:0959 - 56 - 3111
さぎ ちょう 佐々町	じゅうみん ふくしか 住民福祉課	0956 - 62 - 2101	0956 - 62 - 3178	ファックス:0956 - 62 - 3178
しんかみ ちょう 新上五島町	ふくし か 福祉課	0959 - 53 - 1165	0959 - 52 - 3741	でんわ 電話:0959 - 53 - 1111

ながさきけんしょうがいしゃけんりょうご  
**長崎県障害者権利擁護センター**



	せっちばしょ 設置場所	でんわばんごう 電話番号	ファックス	きゅうじつやかん れんらくさき 休日夜間連絡先
なが さき けん 長 崎 県	ながさき ・じよせい・しょうがいしゃしえん 長崎こども・女性・障害者支援 センター(知的障害者支援班) ちてきしょうがいしゃ しえんはん)	フリーダイヤル 0120 - 294210 ちてきしょうがいしゃ しえんはん 知的障害者支援班 095 - 844 - 6250	095 - 844 - 1849	ファックス:095 - 844 - 1849